

後期高齢者医療のお知らせ

～令和6・7年度の後期高齢者医療保険料額が決定されました～

後期高齢者医療保険料額は、医療費の増加などを反映し、2年ごとに見直されます。令和6・7年度における後期高齢者医療保険料額を決める保険料率（均等割額・所得割額）が決定されました。詳細は、県後期高齢者広域連合ホームページをご覧ください。（県内は、均一の保険料率となります）



詳細はこちら

| 区分 | 令和6年度 | | 令和7年度 所得割率は賦課の基となる金額によらず、統一されます。 |
|------|------------------------|-----------------------|-------------------------------------|
| | 賦課の基となる金額が 58万円以下の方 | 賦課の基となる金額が 58万円超の方 | |
| 均等割額 | 47,500円 (+1,500円) | | 47,500円 |
| 所得割率 | 9.00% (+0.50%) | 9.66% (+1.16%) | 9.66% |

- （ ）は、令和4・5年度からの増減
- 賦課の基となる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除額
- 総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。
- 年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。



▼ 個人ごとの保険料額の決めかた ▼

| | | | | |
|---------------------------------|---|-------------------------------|---|---------------------------|
| 均等割額 被保険者 1 人当たり 47,500 円 | + | 所得割額 (賦課の基となる金額) × 所得割率 | = | 1 年間の保険料額 (100 円未満切捨て) |
|---------------------------------|---|-------------------------------|---|---------------------------|

●賦課限度額の改正について

年収約 1 千万円を超える方を対象とする賦課限度額（保険料の年間上限額）は引き上げが段階的に実施され、令和 5 年度の 66 万円から令和 6 年度は 73 万円（令和 6 年度に新たに 75 歳に到達する方は 80 万円）、令和 7 年度は 80 万円となります。

令和 6 年度から国民健康保険税率が変わります

国民健康保険は、被保険者の皆さんが保険税を出し合い、病気やけがをしたときに備える制度です。近年財政状況は、被保険者数（加入者）の減少や 1 人当たりの医療費の増加により、非常に厳しくなっています。

このたび、将来的にも持続可能な安定した国保事業の運営を行うため、令和 6 年度の国保の税率改正を行いました。安心して医療を受けられるよう、皆様のご理解ご協力をお願いします。詳細は、市ホームページをご覧ください。



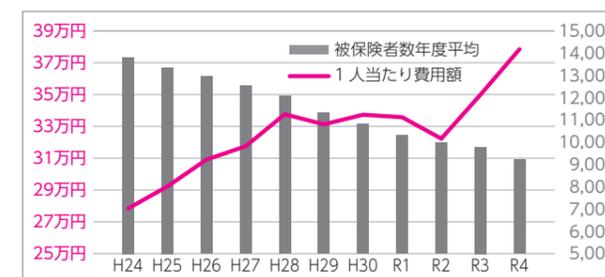
詳細はこちら

| 被保険者数 | | 1 人当たりの費用額 |
|-------|----------|------------|
| H24 | 13,822 人 | 278,283 円 |
| R4 | 9,228 人 | 377,756 円 |

- 被保険者数
10 年で 4,594 人減 (33.2% 減)
- 1 人当たりの費用額（医療費）
99,473 円増 (35.7% 増)

↓
保険税が上がる原因に！

1 人当たりの費用額の推移



●保険税率・賦課限度額の変更内容

| 区分 | | 改正前 | 改正後 |
|-----------|-------|-----------|------------------|
| 医療給付費分 | 所得割 | 6.0% | <u>7.2%</u> |
| | 均等割 | 32,000 円 | 同額 |
| | 賦課限度額 | 650,000 円 | 同額 |
| 後期高齢者支援金分 | 所得割 | 2.5% | <u>3.4%</u> |
| | 均等割 | 14,000 円 | 同額 |
| | 賦課限度額 | 220,000 円 | <u>240,000 円</u> |
| 介護納付金分 | 所得割 | 2.1% | <u>2.8%</u> |
| | 均等割 | 16,000 円 | 同額 |
| | 賦課限度額 | 170,000 円 | 同額 |

※令和 6 年度の国保税納税通知書は、7 月中旬に送付予定です。

子育て世帯における子どもの医療保険に係る費用を応援します

かすみがうら市では、子育て世帯における経済的負担を軽減するため、18 歳（高校 3 年生に相当）以下の方（以下「子ども」と表記）に係る国保税（料）の均等割相当額を応援金として交付します。

応援金の額は、前年度に賦課された子どもに係る均等割相当額です。

交付の対象となる世帯には、後日申請に関する書類を送付してお知らせします。

例) 国保世帯で、子ども 1 人の場合の交付額…23,000 円

※前年度の 4 月～ 3 月の間に国保に加入していて、低所得者軽減対象外の世帯の場合

国保年金課（千代田庁舎）